

(環境確保条例第118条の2 関連)

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 2020-5)

整理番号	109-2020-02	調製年月日・契機	2020/7/28	・ 第116条第1項		
所在地	東品川4丁目34番1		(地番) 東品川4丁目9番20号	(住居)		
訂正年月日・契機	2020/8/11・第116条の3第1項、2021/7/14・第116条の3第3項					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	富士自動車整備株式会社 (2020/5/15廃止)	面積	74.43 m ² (汚染地)	333.88 m ²	(調査)	
汚染状況調査の方法に関する特記事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		舗装、土壌汚染の除去 (掘削除去)				
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨		対象地の全部が該当				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考		対策深度以深には基準超過土壌を残置				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	2020/6/8	砒素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社トラバース
地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	2020/6/8	ふっ素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社トラバース
地下水の汚染状況 (対象地境界)				地下水基準・第二地下水基準		
土地の措置又は改変 状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	2020/6/22 (2020/6/23)	2021/1/15	土壌汚染の除去 (掘削除去)	富士自動車整備 株式会社	有 ・無	分別等処理施設